

補助金についてのQ & A

Q:補助申請者について、事業所単位か法人単位か。

A:法人単位です。(1事業者とあるのは1法人です。)年度あたり交付申請できる回数を、市内における介護従事者の数で区分しています(四半期に申請できるのは1回まで)。

Q:申請回数について、従業員の数ではなく介護従事者の数とあるのは、介護業務に携わっている職員の数で算定されるということか。

A:介護従事者の数となります。人員基準の算定に用いる職員の数です。常勤換算方法も同じものをいいます。

Q:一度交付を受けた、同じ機器では他の年度であっても交付申請は行えないか。

A:自らの事業所で先駆的事業として効果が証明されたものであっても、横展開の対象として交付申請をおこなうことができます。

Q:先駆的事業として採用された機器と、類似の機能を持つ他のメーカーの機器で先駆的事業としての申請はできますか。

A:効果が実証された機器を横展開していく制度設計上、同様の効果が期待できる機器については横展開の対象と取り扱うため、横展開で申請してください。

どこまでが類似と判断できるかは、個別に判断しますので、迷われる場合はご相談ください。

Q:先駆的で ICT 機器の導入をしたが、見込んでいた効果が無かった場合に、導入した ICT に替えて、改めて別の ICT 機器を導入する場合は先駆的か、横展開かいずれになりますか。

A:先駆的で導入した機器に期待する効果が無かった場合は、先駆的での補助金対象として採択していますので補助金は交付しますが、その機器は以後の横展開での対象とはしません。改めて別の機器を導入するのに先駆的として補助申請することは可能です。

Q:機器の導入にあたり、月々の使用料を払う契約の場合、年度の途中で契約した場合、年度内に支払う使用料が補助対象となるのか。例えば、3ヶ月の使用料での契約の場合は、3か月分が補助対象となるのか。

A:導入して契約した月からの年度末までの使用料が1年当たりの契約額になりますので、ご質問のとおりとなります。

Q:導入報告書(様式第6号)の添付書類「(3)介護従事者の評価を確認できる書類」とは具体的にどのようなものか。

A:後述する効果検証会議を開催する前段階に実施する、従業者への導入前後の業務アンケート等、従業者の実感を確認した物のほか、業務量(時間、従事人数など)の導入前後のデータなど、従事者の視点によらず客観的な資料でも構いません。

導入報告書下部の、【導入によって得られた効果】を記入いただく欄の記入内容及び、添付書類の「(4)介護機器等の導入効果を検証した会議の議事録(様式第5号)」の内容で確認できれば、その旨を補記し省略可能です。

なお、機器の導入をするにあたり、従業員と経営者の方でこの機器導入にあたり、業務改善の検証を行う場を作っていただく必要があります(双方が必要と思い導入し、業務改善を図ることが重要です)。

Q:本事業を、国や県の実施する補助金と併用して申請することはできますか。

A:原則不可能です。令和6年度の例でいえば、岐阜県では【介護テクノロジー定着支援事業費補助金】がありますが、「国、都道府県その他公的機関が実施する類似の補助金等の公的事業による補助を受けているものは対象外」とされています。

基本的に二重補助と判断されるものは不可能とお考えください。

本事業の造りとして、国、県の実施する、【補助額は大きいですが条件が厳しく、なかなか容易に補助は受けられない】補助事業で拾えないものや、小規模な機器導入にも対応できるようになっていますので、大きく取り組む余地がある場合はぜひとも国、県の実施する事業の活用を検討いただき、交付決定を受けられなかった、申請要件に合わないなどの場合に本事業を活用いただくような使い分けをしていただけたらと思うところです。